

| 令和6年度鞍手町議会第2回定例会会議録（第3号） |                   |       |          |          |      |          |
|--------------------------|-------------------|-------|----------|----------|------|----------|
| 招集場所                     | 鞍手町役場議事堂          |       |          |          |      |          |
| 開閉会<br>日時及び宣告            | 開 会 開 議           |       |          |          | 議 長  |          |
|                          | 令和6年3月13日 午後1時00分 |       |          |          | 的野信之 |          |
|                          | 閉 会 開 議           |       |          |          | 議 長  |          |
|                          | 令和6年3月13日 午後3時12分 |       |          |          | 的野信之 |          |
| 出席及び<br>欠席議員             | 議席<br>番号          | 氏 名   | 出欠<br>の別 | 議席<br>番号 | 氏 名  | 出欠<br>の別 |
|                          | 1                 | 許斐英幸  | 出        | 11       | 栗田美和 | 出        |
|                          | 2                 | 田中二三輝 | 出        | 12       | 西藤典子 | 出        |
|                          | 3                 | 星正彦   | 出        | 13       | 篠原哲哉 | 出        |
|                          | 4                 | 宇田川亮  | 出        |          |      |          |
|                          | 5                 | 野口美恵子 | 出        |          |      |          |
|                          | 6                 | 新谷留晴  | 出        |          |      |          |
|                          | 7                 | 的野信之  | 出        |          |      |          |
|                          | 8                 | 石井大輔  | 出        |          |      |          |
|                          | 9                 | 許斐潤一郎 | 出        |          |      |          |
| 10                       | 有働徳仁              | 出     |          |          |      |          |
| 出席 13人<br>欠席 0人<br>欠員 0人 |                   |       |          |          |      |          |
| 会議録署名議員                  | 12                | 西藤典子  |          | 13       | 篠原哲哉 |          |

|  |         |       |   |                  |      |   |
|--|---------|-------|---|------------------|------|---|
| 職務出席                                   | 議会事務局長  | 広瀬真一  | 出 | 議会事務局長次          | 加藤優  | 出 |
| 地方自治法<br>第121条<br>により説明<br>出席者の<br>職氏名 | 町長      | 岡崎邦博  | 出 | 副町長              | 浅野彩  | 出 |
|  | 教育長     | 外園哲也  | 出 | 会計課長             | 武谷朋視 | 出 |
|  | 総務課長    | 高橋奈美江 | 出 | 都市整備課長           | 西生卓矢 | 出 |
|  | 福祉人権課長  | 田鶴原竜二 | 出 | まちづくり課長          | 柴田隆臣 | 出 |
|  | 税務保険課長  | 石田克   | 出 | 産業振興課長兼農業委員会事務局長 | 梶栗恭輔 | 出 |
|  | 管財課長    | 石田正樹  | 出 | 上下水道課長           | 神谷徹  | 出 |
|  | 健康子ども課長 | 沼野葉子  | 出 | 教育課長             | 森永健一 | 出 |
|  | 住民環境課長  | 大村俊夫  | 出 |                  |      |   |
|  |         |       |   |                  |      |   |
|  |         |       |   |                  |      |   |
| 議事日程                                   | 別紙のとおり  |       |   |                  |      |   |
| 付議事件                                   | 別紙のとおり  |       |   |                  |      |   |
| 会議経過                                   | 別紙のとおり  |       |   |                  |      |   |

令和6年 第2回 鞍手町議会定例会 議事日程

3月13日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第2号 鞍手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の全部を改正する条例
- 日程第2 議案第3号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第4号 鞍手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第5号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第6号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第7号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第8号 鞍手町水道事業給水条例等の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第9号 令和5年度鞍手町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第9 議案第10号 令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第11号 令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第12号 令和5年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第13号 令和6年度鞍手町一般会計予算
- 日程第13 議案第14号 令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第14 議案第15号 令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第16号 令和6年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第16 議案第17号 令和6年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第17 議案第18号 令和6年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第18 議案第19号 令和6年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算
- 日程第19 議案第20号 令和6年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第20 議案第21号 令和6年度鞍手町下水道事業会計予算
- 日程第21 議案第22号 公民館大規模改修事業 鞍手町中央公民館内部改修工事請負契約の締結

令和6年3月13日 3月定例会議案質疑。

1 出席議員は次のとおりである（13名）

|             |              |              |
|-------------|--------------|--------------|
| 1番 許 斐 英 幸  | 2番 田 中 二 三 輝 | 3番 星 正 彦     |
| 4番 宇 田 川 亮  | 5番 野 口 美 恵 子 | 6番 新 谷 留 晴   |
| 7番 的 野 信 之  | 8番 石 井 大 輔   | 9番 許 斐 潤 一 郎 |
| 10番 有 働 徳 仁 | 11番 栗 田 美 和  | 12番 西 藤 典 子  |
| 13番 篠 原 哲 哉 |              |              |

2 欠席議員は次のとおりである

なし

~~~~~○~~~~~

—— 開議 13時00分 ——

○議長（的野信之君）

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。日程はお手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。日程第1 議案第2号鞍手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の全部を改正する条例を議題とします。質疑はありませんか。

（2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める）

○2番（田中二三輝君）

議案第2号は条例の一部改正ではなく、全部改正という手段をとっているみたいだけでも、その理由を教えてください。

（総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める）

○総務課長（高橋奈美江君）

お答えいたします。今回の改正は地方自治法の一部改正に伴い改正するものですが、

全部改正とした理由は、規定の追加、削除、移動等により、一部改正の方式では分かりにくくなることや、全国町村会のモデル例規に合わせ改正を行ったことから、全部改正といたしました。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

提案理由の説明でもありましたけども、今回の法改正の主な変更点というのは何かあれば教えてください。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

お答えいたします。今回の法改正における変更点につきましては、提案説明でも申しましたように、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員について、国の非常勤職員の取扱いと均衡の観点から条文上、勤勉手当の支給を可能とするための改正となります。以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

フルタイムの会計年度任用職員の処遇の改善というのが非常にはっきり出ておりまして、これはとてもうれしいことだと思うんですね。第2条、これ議案の何ページになりますかね、第2条を見ますと、前条の給与とありまして、フルタイム会計年度任用職員というところとあって、給与とは、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当を、というふうに書いてあります。そして、そのあとは、パートタイムが書いてあるんですけども、あと3条などを見ますと、フルタイムの会計年度任用職員の場合は、給料は一般の職員の給与表に関する条例に定める給料表を準用し、給料表の適用範囲については規則で定める。その次の第4条のところも、フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとにその複雑困難及び責任の程度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は別表に定める等級別基準職務表によるとする、と。さらにその次、フルタイムの方につきましては、詳しく非常にいいところが、いい内容が書いてあるんですね。ところが、先ほどの2条の後半には、パートタイム会計年度任用職員につきましては、給料じゃなくてももちろん報酬ですね、そして期末手当及び勤勉手当をいうと書いてあるんですね。私、一般質問で非正規職員の方の、特に最近では2022年ですかね。この会計年度任用職員ということがはっきり出されておりますけれども、非常にやっぱり給与が、私が質問しました答弁の中にも、10万ぐらいの月収の差がありま

した。10万以上ありましたね。そういったことで、何とかですね、そういう開きがないような、特に女性が圧倒的に多く従事していらっしゃるのではと思っているのですが、これ非常にフルタイムの処遇改善が出ているからうれしいんですけど、この間聞きましたら、鞍手町にはフルタイムはいなくて。

○議長（的野信之君）

西藤議員、質問は簡潔にお願いします。

（12番 西藤典子君、挙手して発言を求める）

○12番（西藤典子君）

だからですね、今後町長はフルタイムのことが非常に書いてありますので、町の職員として、パートタイムではなくて、フルタイムをどんどん雇用するという見解をお持ちなんだろうと思いますが、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

一般質問の中でもお答えしたと思いますけども、鞍手町としては、7時間勤務を前提として会計年度任用職員の雇用を考えております。

（12番 西藤典子君、挙手して発言を求める）

○12番（西藤典子君）

それではね、なかなか今の、現在の格差は縮まらないんじゃないかなと私は思いますが、次の質問ですね。次の質問は何ページになりますか、1番最後のほうのところですけどね、第25条です。第25条、給与条例第7条第2項の規定は、会計年度任用職員について準用する。そしてその次、すいません、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、ごめんなさい、26条でした。第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性を考慮し、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及び職務の特殊性を考慮し、任命権者が特に定めるものとするということを書いてあります。この具体的な内容をお尋ねしたいんですが、

（総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める）

○総務課長（高橋奈美江君）

お答えいたします。今、議員のご質問の部分については第26条のところかと思うんですけども、先ほどから町長言われますように、本町におきましては、パートタイムの会計年度任用職員を雇用しているというような状況ですけども、専門性が高い職種に関しては、その都度、近隣の状況等を見ながら、整理をさせていただいているというところがございます。以上です。

（12番 西藤典子君、挙手して発言を求める）

○12番（西藤典子君）

そのほかにも、任命権者が決めるとか町長が決めるということがたくさんあります。その決めるときの考え方といますか、そういったことを、やっぱりなるべく今非常に人材確保が難しい時代ですよね。しかも町の職員さんというのは、やっぱり私たちのこれからの生活に密接に関わってくる方でありましてね、やっぱり意欲を持って専門性を高めていただいて、そして対応していただくということが町民にとってもありがたいし、そういう方々にはやっぱりそれ相応の賃金をお支払いするという、町民としてもそれは当然だと思うわけです。そういったことで、少しでも皆さんが、特に女性の皆さんが、専門性を生かして、そして快くね、根気よく長く働かれるような状況をつくっていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

先ほども課長が答弁しましたように、特殊性というのは、専門性、特に長年にわたり、特別な特に専門性の高い職種についていらっしゃる方、そういった方については、男女の差別なく、この条文に沿って雇用していきたいと思います。

○議長 (的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

確認ですけれども、先日の一般質問のときに、会計年度任用職員の遡及ができるようになるということですが、それはどこをどう見たら、全部改正によって、どこでそういうができるようになるのかというのを教えていただきたいと思います。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長 (高橋奈美江君)

お答えいたします。今回の処遇改善の部分で1番の要点につきましては、第2条の中で、期末手当及び勤勉手当をというところを追加をさせていただいております。遡及の内容につきましては、雇用通知書の中で記載をさせていただくという形で取り扱わせていただくようにしております。以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

これまでの条例では遡及ができなかったというふうに言われていましたけれども、それができるようになった理由をここでどう見たらいいのかっていうのを教えていただきたい。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長 (高橋奈美江君)

今回の遡及の部分につきましては、従前の鞍手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の第3条第3項の規定により遡及しないというふうな形になっておりましたが、今回の部分で給料表の改定の日にかかわらず翌年度から適用すると条例で定めております。以上です。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第2号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第2号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第3号鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑はありませんか。

（3番 星 正彦君、挙手して発言を求める）

○3番（星 正彦君）

久しぶりに本会議で質疑します。少し緊張しております。よろしくお願いします。

この議案3号の中で、鞍手町立小学校等建設設計施工候補者選考委員の設置条例が提案された。この確認ですけれども、委員会設置に当たっては、5人で構成するということになっていますけれども、それは間違いないですか。確認をさせていただきたい。

（教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める）

○教育課長（森永健一君）

お答えいたします。こちら委員会のほうは今のところ、合計6名の方で構成する予定となっております。以上です。

（3番 星 正彦君、挙手して発言を求める）

○3番（星 正彦君）

6人で構成するという報告ですけれども、その構成についてお伺いします。固有名詞は、いろんな問題が生じますので聞かなくてもいいと思いますが、どのような人を選任されようとしているのか、その基本的な考えだけお聞かせ願いたいと思います。

（教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める）

○教育課長（森永健一君）

お答えいたします。鞍手町立小学校等建設設計候補者等選考委員会の構成といたしましては、外部有識者として、建築デザイン専攻の大学教授、教育学専攻の大学教授、在

り方検討委員会からの代表、学校関係者として校長会・教頭会の代表の方、鞍手町の建築専門部門として管財課より1名ずつ、それぞれ1名ずつの合計6名とする予定にしております。以上です。

(3番 星 正彦君、挙手して発言を求める)

○3番(星 正彦君)

選考委員の選任については、ある意味、いま課長から報告されたように、専門性が問われてくるというふうに思うんですね。だから、従来のように、充て職でこの選考委員を選任するということであってはならない。特にこれ慎重に審査していただかなければならないというように、そういう必要があるというふうに思いますので、その点については、十分配慮して選任をしていただきたいと思いますし、お願いしておきたいと思います。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川亮君)

その上の段、鞍手町地域公共交通運賃協議会、この中身について教えてください。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長(西生卓矢君)

お答えいたします。昨年10月に道路運送法の改正に伴い、公共交通の運賃を決めるために、公共交通会議の分科会である運賃協議会の設置が必要となりました。以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川亮君)

公共交通会議の中で作ればいいんじゃないですかね、運賃については。そこで作ったのを公共交通会議、従来あるやつで決めてっていう形にはならないんですか。新たに別にやっぱり協議会をつくらないといけないんですか。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長(西生卓矢君)

今回の、道路運送法9条の改正に伴いまして、今までは公共交通会議の中で運賃のほうを決めていたんですが、それと別の運賃協議会というものを別に作って、そこで運賃のほう決めると。決めたものをですね、今までの従来の公共交通会議に報告するという形になります。以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第3号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)



異議なしと認めます。よって、議案第3号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第4号鞍手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

1ページ目の、古いほうで言いますと第4条の3になっていますかね。町長または教育委員会とはなっているのが、この改正案では、町の執行機関はというふうが変わっておりますね。この意味をちょっとお尋ねしたいと思っております。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

お答えいたします。これまで町長または教育委員会から、町の執行機関に変わったというところですが、この部分につきましては、法の改正に基づき、用語の修正を行っておるという形です。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

この内容ちょっとこの資料を見てみますと、子供の医療費とか、あるいは障害者の医療費とかそういったことの手続き上の問題のようにあるんですね、個人情報。最近もいよいよ健康保険証の問題とかで紐付けして、個人情報がかなり漏れたりしているわけですね。ですからこれについては十分個人情報が漏れないような手続きというか対策といふかね、町としてもしていただきたいと思っておりますが、そういうことについては何か施策が有るでしょうか、お尋ねいたします。

○議長(的野信之君)

西藤議員に申し上げます。質疑が一般質問のようになっています。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

そうですね、はい。すいません。

○議長(的野信之君)

答弁よろしいですか。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

お願いしたいです。

(税務保険課長 石田 克君、挙手して発言を求める)

○税務保険課長（石田 克君）

お答えいたします。今回の改正につきましては、現行の健康保険証の発行が、令和6年12月2日で終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行する。このことによりまして、マイナンバーカードを利用した情報連携による、公費医療の受給資格の確認を行うことが必要となります。情報連携による資格の確認を行うためには、条例で個人情報の利用範囲を定めた上で、国の個人情報保護委員会に申請する必要があるため、今回この条例の一部改正をするものとなっております。以上です。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第4号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第4号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4、議案第5号鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第5号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第5号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第6号鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑はありませんか。

（3番 星 正彦君、挙手して発言を求める）

○3番（星 正彦君）

鞍手町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、提案説明のときに、国が示す基準額との均衡を図るための一部条例改正との説明がありました。これ見てみますと、団長を含め減額になっています。今、非常に問題になっているのは、消防団員のなり手不足、財政不足、そういうことが非常に問題になっている。こういう中で、団長はじめ報酬、費用弁償を減額するということになっていますけども、その中で、今回新たに、例えば災害時に4時間未満勤務すると日当が4,000円、そして、4時間以上の場合の8,000円ということが新たに条例の中で

うたわれていると思うんですが、ちょっとそこで均衡を図ったということで理解していいですか。

(まちづくり課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める)

**○まちづくり課長 (柴田隆臣君)**

お答えいたします。今回の消防庁からの通達の要因ではございますが、それはやはり、今、星議員が言われたとおり、消防団員数が減少しているということで、消防団員の処遇改善を図りなさいという目的で、今回、非常勤消防団員の報酬等の基準が定められております。今回の内容につきましては、基本消防団員各階級の年額報酬の見直しと、災害出動に対する出動報酬を新たに設けることとなっております。ご質問の、この見直し、今回の目的といたしまして、まず、新入団員の処遇改善が一つの目的となっております。新旧対照表でいきますと中ほどのほうになります。基本消防団員の団員階級の年額報酬、こちらのほうを3万1,500円から3万6,500円に増額をしております。これは国の指示によって増額をしたところでございます。またその他の階級にあり、団長から班長までにつきましては、ご指摘のとおり今回減額措置となっております。しかしこれにつきましては、改正前の報酬額を見ていただきたいんですが、同額となっている階級が3つございます。そういった状況があるものですから、今回均衡のとれた報酬額に見直す必要があるというふうに判断をいたしまして、国の普通交付税の標準単価、そして近隣市町の報酬額、それと照らし合わせまして、事前に消防団との合意形成を図り調整を図ったものでございます。この減額の部分につきましては、これが出動報酬が発生するからということで減額したものではありません。以上です。

(3番 星 正彦君、挙手して発言を求める)

**○3番 (星 正彦君)**

消防団員のなり手が少ない。このことについては、今後考えていかなければならない。その中で、今言われたように処遇改善も含めて考えていく必要があると思うんですね。ただ今回、4時間消防団員が災害出動した場合に4,000円、そして4時間以上8,000円となっていますけども、これは、誰が4時間以上出動した、誰が8時間以上出動したというのは誰が確認するんですか。

(まちづくり課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める)

**○まちづくり課長 (柴田隆臣君)**

お答えをいたします。この時間のカウントにつきましては、災害現場において、各団員が何時にいつ到着したかっていうのは、これは計ることはできません。ですので、各団員の現場到着時間がばらばらでございますので、個々人の到着時間を確認することができないことから、各所属の分団長が各所属する団員から、現場の到着時間を聞き取るというふうにしております。また活動の終了時刻につきましては、火事が鎮火した場合

は団長が各分団長に集合を掛け、解散の指示を出します。その指示を出した時間を活動終了時間とすることで、消防幹部会の中で今確認をしているところでございます。ただし、到着時間の報告というのが非常に曖昧になるんじゃないかという議論もございまして、その幹部会の中で、その聴取の方法についていろいろと検討させていただきました。そういった中で、各分団長がしっかりと現場で団員から聴取していただく方法が1番いいんじゃないかという判断に至ったところです。確認事例といたしまして、スマホのアプリを使った事例も確認いたしました。到着時間の入力なんですけれども、それが災害現場で入力、現場以外のところでも入力が可能というものでございまして、非常に管理が難しいんじゃないかということで、その会議の中で意見が出たところです。そのようなことから、現場において団員が所属の分団長へ申告するというような形を取らせていただくことが、現時点では最良であると判断したところでございます。以上です。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

（4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める）

○4番（宇田川亮君）

今のところですけども、災害現場に着いたときからということですか。例えば分団に行くと、例えばポンプ車を取ってとか、それから解散の指示を出した時点で終了と言われましたけども、終わって後片付けなり、いろいろすることがあるんじゃないでしょうか。分団に帰ってですね。そういうのもあるとは思いますが、それはもう含めないということになるんでしょうか。

（まちづくり課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める）

○まちづくり課長（柴田隆臣君）

お答えいたします。ご質問の災害に駆け付ける時間、そして終わった後終了して格納庫で片付けをする時間があると思います。その部分については、今回の従事時間の中4時間、もしくは8時間の中にはカウントしないということで確認をしております。出動に対しては、この報酬のほかに費用弁償が発生いたしますので、それで了解頂きたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第6号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第6号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第7号鞍手町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第7号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第7号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第8号鞍手町水道事業給水条例等の一部を改正する条例を議題とします。質疑はありませんか。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

厚労省から国交省及び環境省等の変更というのが見受けられますが、国が所管を変えた理由、これが分かれば教えてください。

(上下水道課長 神谷 徹君、挙手して発言を求める)

○上下水道課長(神谷 徹君)

お答えします。現在、水道事業行政は厚労省が所管しております。今回コロナウイルスの感染症法の影響を受けまして、公衆衛生に関する厚生労働省の機構が感染対策に特化される形で大幅再編化されております。今回60年ぶりに変わったというところでございます。水道行政につきましては、公衆衛生を担う厚生労働省が所管しておりましたが、これは昔、コレラとか、そういったところですね。水質が原因となる伝染病に対して、全国で水道普及させることで感染の拡大防止に努めたというところでございます。しかしながら、現在では、水道の普及率が全国で98%を超えております。伝染病の感染者につきましても激減しているところでございます。また水道のほうは近年、老朽化が深刻な問題となっております。年間2万件を超える漏水や、破損事故などが起きているところでございます。また、災害等による断水ですね。そういったところになっております。そこで現在、水道のほうはインフラ整備の側面を持つところが強くなっておりまして、国土交通省へ移管することによって、その辺の強化を図るというところを目的と伺っております。以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第8号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第8号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第9号、令和5年度鞍手町一般会計補正予算第8号を議題とします。まず歳出より質疑を受けします。補正予算に関する説明書の22ページをお開きください。2款総務費及び3款民生費について、22ページから33ページまで質疑ありませんか。

(10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める)

○10番(有働徳仁君)

33ページの隣保館施設整備事業費ってあるんですけど、これ500万ほど減額されているんですけど、これ、減額された内容を教えてください。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求める)

○福祉人権課長(田鶴原竜二君)

お答えします。隣保館施設整備事業費の設計業務費といたしまして、当初に令和5年度から令和6年度にかけて2,684万を計上し、基本計画、基本設計実績を行うことと計画していました。今年度入札を行った結果、委託費が1,847万2千、また今後ボーリング調査が必要な恐れがあるため300万を計上し、合わせて2,147万2千円となったことに、不用額が生じたため、補正しております。以上です。

(10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める)

○10番(有働徳仁君)

これ、整備をされていると思うんですけど、整備完了の時期っていつですか。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求める)

○福祉人権課長(田鶴原竜二君)

建設予定年度は令和7年度でございます。以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

25ページ、真ん中あたり、基幹システムの管理費、システム改善等の業務委託料として上がっておりますが、このシステムの概要を教えてください。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

お答えいたします。今回のシステム改修につきましては、戸籍附票システムに係る旧姓のふりがな及びふりがなの仮登録のための改修となっております。以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。4款衛生費から10款教育費教育費について、32ページから39ページまで質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

次に、歳入に入ります。12ページをお開きください。歳入は一括して質疑を受けします。12ページから21ページまで質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

その他、補正予算全般について質疑ありませんか。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

**○2番 (田中二三輝君)**

補正予算です。ごめんなさい。継続費、4ページです。庁舎の関係が出ていますが、令和5年度施工額が令和6年度に移行するように変更をされているというふうに言っておられますけれども、その理由を教えてください。

(管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める)

**○管財課長 (石田正樹君)**

お答えいたします。この減額継続費の補正につきましては、令和5年度の出来高見込みの減少に伴いまして、継続費に係る本年度年割額が減額をしたため所要の補正を行うものでございます。したがって、個別の何か工事を中止したとか、そういったことではございません。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

**○2番 (田中二三輝君)**

全工程がありますよね。物件の引渡しとか、その全体スケジュールから見た場合に、今回の補正に伴うそういった変更、スケジュール変更等っていうのはないというふうに理解していいですか。

(管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める)

**○管財課長 (石田正樹君)**

お答えいたします。今回の補正に伴います要因に係りましては、全体のスケジュールに関しての影響はございません。ちなみに本年3月末の進捗率で言いますと、工期全体に対して約50%の進捗率となります。以上です。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています。議案第9号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第9号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第10号、令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています。議案第10号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第10号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10 議案第11号、令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を議題とします。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています。議案第11号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第11号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第12号、令和5年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号を議題とします。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています。議案第12号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第12号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12 議案第13号、令和6年度鞍手町一般会計予算を議題とします。まず、歳出より質疑をお受けします。予算に関する説明書の64ページをお開きくだ



さい。1款議会費及び2款総務費について、64ページから131ページまで質疑ありませんか。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

103ページ、デジタル活用支援事業。この中身について教えてください。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

お答えいたします。デジタル活用支援事業につきましては、デジタルトランスフォーメーションの推進費用で、新庁舎移転を踏まえ窓口での待ち時間の短縮や業務の効率化を図るため、書かない窓口システムを導入するものです。なお、財源につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金の財源を充当しております。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

こういった機能というか、やっぱり簡略化していくんだと思うんですけど。本当に効率が上がるんですか。窓口に来られた利用者が、利用できるシステムかどうかというのは検証されたんでしょうか。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

今回の書かない窓口につきましては、これまで、それぞれの、例えば住民票を出す場合、転入されてきた場合ですね。そうすると、いろんな箇所にいろんな業務の手続きをしないといけないんですけれども、1か所で行うことで、その情報が全ての課に連動されるようなシステムと今回なっておりますので、そこら辺は効率が図れるというふうに考えております。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

内部のシステム的な情報ね。1か所で情報が済んでいるというのは分かるんだけど、それを使う、使い手側が、何て言うかな、戸惑ったりとか、そういったことがないですかっていうのをお尋ねしているんですが。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

今回の書かない窓口システムについては、利用者の利便性を1番に確保するものとなっております。今まで、紙に書いていたものが、全て職員が口頭で確認をしながら、整理をしていくというふうな形になります。以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑はありませんか。

(10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める)

○10番 (有働徳仁君)

91ページです。地域まちおこし協力隊活動費なんですけど、これ前回、否決されていると思うんですけど、これ前回の内容から修正されていると思うんですけど、修正の内容を教えてください。

(まちづくり課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める)

○まちづくり課長 (柴田隆臣君)

お答えいたします。町長の施政方針の中でもございましたが、これからの本町の課題といたしまして、人口の減少、それから、それに伴う空き家対策が今後重要になってくると考えております。そのようなことから、移住定住関係の業務のサポートを地域おこし協力隊の方にお願ひしたいというふうに考えております。具体的な業務といたしましては、空き家バンクの運営であったり、空き家の相談対応、それから移住定住ガイド、これをちょっとリニューアルを考えております。そのガイドの作成であったり、あとは町の魅力も一緒に、空き家の情報であるとともに情報発信をしていきたいというふうなことを考えておりますので、そういった業務に従事をしていただきたいというふうに考えております。以上です。

(10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める)

○10番 (有働徳仁君)

この方たち、なのか方なのか分かりませんが、審査基準を教えてください。どうやって審査してそういう方を決めるのか教えてください。

(まちづくり課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める)

○まちづくり課長 (柴田隆臣君)

まず募集につきましては、一般社団法人の移住交流推進機構という組織がございますので、そこのサイトを活用して、まず募集をかけます。そして直接の面談が発生すると思うんですが、その面談の中でいろいろとヒアリングをさせていただくということで考えておりますが、そのメニューについては今のところまだはっきり考えておりません。以上です。

(10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める)

○10番 (有働徳仁君)

期間は大体どれぐらいを目安に行う予定ですか。

(まちづくり課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める)

○まちづくり課長 (柴田隆臣君)

令和6年度につきましては、まず募集の期間を4月から5月の間を想定しております。

それでお申込みがありましたら、一月間をかけて面談、雇用まで結び付けたいというふうに考えておまして、実際の活動は7月から翌年3月までを考えております。それと、地域おこし協力隊につきましては、最大で3年間継続できるというふうになっておりますので、引き続き令和7年、8年と契約更新ができましたら雇用したいというふうに考えております。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑はありませんか。

（10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める）

○10番（有働徳仁君）

その流れで上なんですけど、募集事務費っていう地域まち、おこしありますけど、この旅費で31万ぐらい上がっているんですけど、旅費で31万の内容を教えてください。

○議長（的野信之君）

答弁整理しますので、しばらく休憩します。

—— 休憩 13時56分 ——  
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 13時58分 ——

○議長（的野信之君）

会議を再開します。

（まちづくり課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める）

○まちづくり課長（柴田隆臣君）

お答えをいたします。旅費につきましては、職員の旅費として東京行き、これは定額なんですけど、7万9,000円。掛ける2人、掛け2回を計上させていただいております。以上でございます。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

（8番 石井大輔君、挙手して発言を求める）

○8番（石井大輔君）

87ページ。太陽光発電の事業管理費で816万1千円上がっていますが、これはどこにお支払いをしているのでしょうか。

（管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める）

○管財課長（石田正樹君）

お答えいたします。この太陽光発電事業の管理費につきましては、鞍手中学校の屋根で発電をしたものを売電しているという事業の管理費になります。今は、この管理費につきましては株式会社バイテックと委託契約を結んで売電事業を行っております。以上です。

（8番 石井大輔君、挙手して発言を求める）

○8番（石井大輔君）

この委託料と使用料とあるんですが、これは支払い期限というのはあるのでしょうか。

（管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める）

○管財課長（石田正樹君）

お答えいたします。委託料につきましては、年度末に1年分をお支払いするという形になっております。こういった委託料、それから太陽光パネルの使用料も含めてお支払いをいたしますけれどもそれを上回る売電収入があるという現状でございます。以上です。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑はありませんか。

（2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める）

○2番（田中二三輝君）

93ページ、ふるさと納税の関係なんですけど、これ、一部の増額した算出基準、もしお持ちであれば、今年度このぐらい上がったから次年度っていうふうに計算されたのか、何かあれば。

（産業振興課長 梶栗恭輔君、挙手して発言を求める）

○産業振興課長（梶栗恭輔君）

お答えいたします。この分につきましては、当初予算を組む段階で、12月末現在で、6億9,000万ほどのふるさと納税の寄附金が集まっております。その関係で、一応当初予算要求段階で、今年度は7億円という金額で歳入歳出予算を組んでおりましたが、さらに高い目標を持とうということで、さらに1億円ということで、大体1万2,500円の6万4,000件ほどの歳入を見込みまして8億円という形にさせていただいております。以上です。

（2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める）

○2番（田中二三輝君）

記念品については本町をアピールするような内容の品物というか、そういったものが、含まれているのか。今後そういったものも検討していくのか、その辺のお考えを教えてください。

（産業振興課長 梶栗恭輔君、挙手して発言を求める）

○産業振興課長（梶栗恭輔君）

ふるさと納税の返礼品につきましては、現在、返礼品の総数が832品。うち鞍手町産品が391品でございます。なかなか小さい町でございます。特色のあるということが、大変難しゅうございますけれども、一応やっぱり本町におきましては、巨峰がメインになっております。さらにその鞍手町の巨峰を使った、優しい巨峰サイダーという、6次化の商品もふるさと納税の返礼品にさしていただいております。それ以外には、やはり町内でとれた、お米、野菜、それからその野菜を使った6次化商品。もう一つは本町にありますゴルフ場の利用券につきましても返礼品にしておりますので、町外からの寄附者の方が本町に来ていただいて、町の魅力をアピールするというようなところが主な特色ではないかというふうに考えております。以上です。

（2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める）

○2番（田中二三輝君）

ふるさと納税に関しては、最近思った以上にというか、想定した以上に、例年増えてきているというふうに感じておりますが、そこで納税を頂いた、要するにお金ですね。これを今後どのように使っていくのか、もしくは納税された方のお気持ちに沿った使い方、そういったものもあるのかなと思っておりますが、その辺は今後どのように使っていく計画か何かお持ちなんでしょうか、町長。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

ふるさと納税をしていただく際に、7つの項目の中で選んで頂いてふるさと納税をしていただいております。それで今までにつきましては、ふるさと納税金は、基金に応援基金ということで、基金を積み上げておりましたが、今回この令和6年度予算の中で、一部取り崩しております。その使い道につきましては、小学校の学校建設に関わるところで取り崩しをさせていただいております。それは7つの項目の中の1つの項目としてありますので、それとして貴重なふるさと納税基金を使わせていただいております。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑はありませんか。

（10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める）

○10番（有働徳仁君）

町長にお尋ねします。今町長言われたんですけどこれ、結構一般質問でも何回も言わさしてもらったんですけど、町長さっきおっしゃった7項目あって、納税される方たちはですね、自分たちでこの項目この項目って決めて納税できると思うんですけど。今回学校で、その一部を崩すって言ってたんですけど、過去、納税されてた方たちの気持ちってのは反映されてなかったってことですか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

先ほども申しましたようにそれぞれ基金を積み上げておきまして、それぞれの7項目につきまして、幾ら納税を頂いたかというものにつきましては把握をしておりますので、それぞれの項目について利用をさせていただくというふうに考えております。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑はありませんか。

(6番 新谷留晴君、挙手して発言を求める)

○6番（新谷留晴君）

97ページ、コミュニティーバス等の路線運行維持費が4,100万ほど上がっていますけれども、これ当初予算の概要の中に、もやいたクシーの運行に要する費用ってあるんですけども。このもやいたクシーの運用に対する費用なんですけど、これは1台当たり幾らとか、それとも乗車人数に対してのことなのか、その辺をちょっと教えていただきたい。それと、今現在ももやいたクシーが稼働1台1日何台稼働しているか、それもお願いします。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長（西生卓矢君）

お答えいたします。コミュニティーバス等の路線運行維持費4,100万の内訳なんですけど、これはすまいるバスともやいたクシー2つの運行維持費となっております。利用人数ですが、年間での把握でしかしておりません。すまいるバスが年間3万496人の利用、クシーが9,517人の利用とこれ令和4年度の実績となります。以上です。

(6番 新谷留晴君、挙手して発言を求める)

○6番（新谷留晴君）

私が聞いているのは、この台数と人数に対して、この4,100万という振り分けなんですけども、例えば1日1車両は、動くことに対する費用弁償、それなのかそれに対する人数を掛けたものなのか、その辺なんですよ。だけど今、利用者が1日平均すると、今私はもやいたクシーが9,000と言われましたか。すまいるバスが3千ですよ。あー3万ですよ。そうすると比率的には、すまいるバスのほうが大きいわけですよ。だからそういった部分で、1車両に対する費用弁償なのか、これ人数ではないわけですよ。1車両がどれだけ運行したかの費用ですよ。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長（西生卓矢君）

議員がおっしゃるとおり、1車両当たりの運行維持に対する金額となっております。

以上です。

(6番 新谷留晴君、挙手して発言を求める)

○6番(新谷留晴君)

それで、すまいるバスそれからもやいたクシー1日大体何台、稼働していますか。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長(西生卓矢君)

すまいるバスにつきましては日に12便、往復12便、合わせまして24便の運行と  
なっています。すいません、もやいたクシーにつきましては、日に何台動いているか  
というのは今、把握はしておりません。以上です。

(6番 新谷留晴君、挙手して発言を求める)

○6番(新谷留晴君)

そうすると、この金額の費用のつかみ方というのはどういうふうか。

○議長(的野信之君)

すみません。質問は3回までになっております。既に3回しておりますので。

(6番 新谷留晴君、挙手して発言を求める)

○6番(新谷留晴君)

分かりました。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

オンデマンド交通、近隣の自治体では既に導入を進めておりますが、これ本町独自の  
ものって何かありますか。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長(西生卓矢君)

お答えいたします。近隣ですと、宮若市、宗像市、岡垣町がA Iオンデマンド交通の  
ほうを取り入れられております。大きく他の自治体と変わるところはないのですが、他  
の自治体ですと1時間前の予約が必要だとか、そういう縛りがあるのですが、本町とい  
たしましては、1時間の利用予約を無くしリアルタイムでの予約、もしくはI Cカード  
や電子マネーでの決済等も現在検討しております。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

利用者への啓発、これをどのようにお考えでしょうか、

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長（西生卓矢君）

お答えいたします。今現在考えておりますのが、広報紙での啓発、ホームページ、LINE等での周知、パンフレットの全戸配布、それと各団体・自治区への乗り方の説明会等できればと思っております。以上です。

（2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める）

○2番（田中二三輝君）

利用可能者というのは、全町民が対象になるのかということと、それから現行のタクシーがありますよね。それとの差別化というのはどういうふうにお考えでしょうか。

（都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める）

○都市整備課長（西生卓矢君）

利用は町民の方だけではなく、町外からの誰でも利用できる形を取ろうと今、現段階では考えております。それと一般タクシーとの違いなんですけど、もちろん乗降場所も決まっております。タクシーでは、家の前まで迎えに来ていただいて、目的地まで運ぶというのですが、このAIオンデマンドタクシーは、もやいタクシーと同様、乗降場所も決まっております、そこら辺での差別化があります。以上です。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

（11番 栗田美和君、挙手して発言を求める）

○11番（栗田美和君）

103ページは、財政調整基金の積立っていうのかな。積立の根拠なんですけどね、退職金の積立基金とかそういうのはもう分かりますよね。そういう人数が大体分かるから、ある程度こう計算はできるんでしょうけども。それ以外、発展特別事業基金積立が去年と全くほとんど変わらないから、これ、こういう制度の中で積立ってことだろうと思いますけども、どういう根拠でこの積立がなされているのかね。残った分を余ったからって、失礼ですけども、みんなの努力によってこれだけの積み立てをして、だからそれを振り分けるとかそういう形なのか、そういうところを教えてください。

（総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める）

○総務課長（高橋奈美江君）

お答えいたします。過疎地域持続的発展特別事業基金積立金につきましては、毎年、3,500万のソフト事業の部分で積立を行っております。13万6,000円につきましては利息の分となります。以上です。

（11番 栗田美和君、挙手して発言を求める）

○11番（栗田美和君）

私が言ったのは職員の退職手当についてはある程度制度的なものとか、退職される人



数が分かるからね。そこはそれじゃ、大体この数字が出てくるんだろうと思うんですけど、それ以外のところね。余ったから余剰金が出たから回そうとしているのか、当初からこれぐらい出るだろうということなのか、その根拠を教えてください。

○議長（的野信之君）

答弁整理させますので、しばらくお待ちください。

—— 休憩 14時11分 ——  
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 14時13分 ——

○議長（的野信之君）

会議を再開します。

（総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める）

○総務課長（高橋奈美江君）

お答えいたします。こちらの積立金の部分につきましては、まず公有自動車購入基金積立金につきましては、後年の公用車の購入に充てるため、毎年、500万を計上させて積立てをさせていただいております。そのほかの部分につきましては、定期預金の利息というふうな形で積立てをさせていただいております。以上です。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

（8番 石井大輔君、挙手して発言を求める）

○8番（石井大輔君）

91ページです。定住促進の奨励金交付金ですけれども、平成24年の1月2日から始まっています。こちら今現在何件程度の方が定住をしていただけているのでしょうか。

（まちづくり課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める）

○まちづくり課長（柴田隆臣君）

お答えをいたします。今現在補助世帯数でございますが、464世帯というふうになっております。以上でございます。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

次に進みます。3款民生費及び4款衛生費について。132ページから207ページ

まで質疑ありませんか。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

153ページ、総合福祉センター施設費です。今年の12月に閉館予定というふうに聞いていますけども、閉館の時期っていうのは、いつを想定しているんでしょう。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求める)

○福祉人権課長(田鶴原竜二君)

お答えします。閉館の時期としましては、令和6年12月末日をもって閉館する予定です。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

そうしますと、この予算は9か月間の予算だよということで理解していいんだろうと思いますけど、その後、次年度以降の建物については、どういう予定なんですか。町長、何か教えて、ありますか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

これにつきましても、前回だったか前々回だったか一般質問等もありまして、お答えをしていると思いますけども、プロジェクトチームを作りまして、計画を今策定をしております。その後、本部会議等でそれについての検討を行い、その後、福祉センターをどのように利活用するかということについて決めていこうというふうに考えております。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

そうしますと、以前、町長ご答弁頂いたことから進展はしているんだと。けどまだ具体的なところが決まってない。いつぐらいにそういったものをまとめ上げて、対外的に公表して利用計画、例えば対外的にお貸しするなりお売りするなり、役場の施設として利活用するなりっていう答えはいつぐらいに出すご予定ですか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

これも検討中でございますが、できればということで話をしておりますけども、令和8年度中には、決めていきたいというふうに思っております。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番（石井大輔君）

161ページです。こども家庭センター、こちら先日一般質問の中で町長が言われた部分だと思うんですが、この1,189万6千円で専門的な方を入れられるっていう感じだと思うんですが、何名程度予定されていますか。

（健康こども課長 沼野葉子君、挙手して発言を求める）

○健康こども課長（沼野葉子君）

お答えいたします。現在、設置しております母子保健の子育て世代包括支援センターと児童福祉の子供家庭総合拠点の両機能を一体的に運営する施設として、こども家庭センターを設置する予定としております。体制としましては、センター長1名、統括支援員1名、児童福祉担当として社会福祉士等2名、母子保健担当として助産師が1名専任し、そのほか保健師5名が兼務として、健康こども課全体で体制を整えていく予定としております。以上です。

（8番 石井大輔君、挙手して発言を求める）

○8番（石井大輔君）

次です。163ページです。下のほうですけれども、家庭支援事業費こちら次のページの165ページに委託料とありますが、委託先はどちらでしょうか。

（健康こども課長 沼野葉子君、挙手して発言を求める）

○健康こども課長（沼野葉子君）

委託先については、今後検討していく予定としております。以上です。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

（10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める）

○10番（有働徳仁君）

先ほどに戻ります、153ページ。福祉センターのことなんですけど、先ほど町長、令和8年ぐらいから新しく施設を運用していきたいという考えを今言っていましたけど。年間大体4,000万ぐらいの赤字が続いている施設なんですけど、令和6年12月に閉館した後、令和8年までの間は、その予算は出していくつもりですか。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

今、福祉棟では令和9年度末まで、学童保育として利用しております。そういったことから、令和8年度までに計画を策定したいということで答弁をさせていただいております。あと全てを、電源を切るとか何とかっていうことはできませんので、どのようにそれを切り分けることができるかどうかについては、今後検討しております。

（10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める）

○10番（有働徳仁君）

学童があるのは分かっています、承知しているんですけど。それ以外の大多数の部分  
はですね、閉館された後、何もない状態になります。その間、維持管理費とか掛かると  
思うんですけど、その辺はどう考えていますか。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

体育館のふれあい棟については、今後も継続して利用するようしております。特に  
ふれあい棟につきましては、避難所として考えておりますので、今後も利用します。保  
健棟、管理福祉棟については先ほど言いましたように、どのように、もちろん当然なが  
ら管理をしていくということになります。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

次に進みます。5款労働費から7款商工費について、206ページから229ページ  
まで質疑ありませんか。

（8番 石井大輔君、挙手して発言を求める）

○8番（石井大輔君）

213ページです。こちら新規の就労者の育成総合対策費用として金額が上がって  
いますが、対象の方は何名でしょうか。

（産業振興課長 梶栗恭輔君、挙手して発言を求める）

○産業振興課長（梶栗恭輔君）

新規就農者育成総合対策事業補助金ですが、ご夫婦が1件、それから個人の農家さん  
が2戸の合わせて3件分でございます。以上です。

（8番 石井大輔君、挙手して発言を求める）

○8番（石井大輔君）

その下、山田錦の部分ですが、こちら評判の方はどうですか。

（産業振興課長 梶栗恭輔君、挙手して発言を求める）

○産業振興課長（梶栗恭輔君）

山田錦でつくった、お酒はふるさと納税の返礼品にも上げております。評判はいいよ  
うです。以上です。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

次に進みます。8款土木費及び9款消防費について、228ページから253ページ

まで質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。10款教育費から14款予備費について、254ページから315ページまで質疑ありませんか。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

**○8番 (石井大輔君)**

307ページです。体育館施設の整備事業費ですが、体育館、武道館のトイレの改修費用ですね、こちらは体育館も武道館ももう丸々変えるのか、それとももう電気だけとかを変えるのか詳細をちょっと教えてください。

(教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める)

**○教育課長 (森永健一君)**

お答えいたします。この分に関しましては、トイレの洋式化と非接触型への変更という形になりますので、全体的な工事となります。以上です。

**○議長 (的野信之君)**

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。14ページをお開きください。歳入は一括して質疑をお受けします。14ページから63ページまで質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

その他予算全般について質疑ありませんか。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

**○2番 (田中二三輝君)**

継続費です。小学校の関係の継続費が上がっております。一般質問では話題となって、質問等がありましたけども、改めて議案質疑で本議案に対して質疑をさせていただきます。

改訂版が6月に出て、改正版が直近で提示されましたけども、一般質問の中でも答弁されたとは思いますが、19億5,000万、この増額の中身について教えてください。

(教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める)

**○教育課長 (森永健一君)**

お答えいたします。一般質問の部分と内容としてはちょっと同じになるんですが、事業費の増額の内容といたしまして、基本計画の項目ごとに説明いたします。また金額に

つきましては、今後の業者選定の際に支障が出ることも想定されておりますので、約という形で回答いたします。

まず、調査設計関係費用のうち、発注者支援業務に関して、当初計画では実施設計以降の導入を予定していましたが、発注段階からの支援が必要となったことから、約4,700万円の増となっております。

次に、工事費として基本設計中に精査することとして計上していなかった造成工事費、敷地の周辺であったり、出入口の拡張等になりますが、そちらの費用として約1億7,000万円。解体工事費としてアスベスト除去費用の新規計上分と、解体対象物ごとの単価の見直し分を含めて、2億8,000万円を追加しております。校舎建築費としては、主なものとして仮設校舎の建設費や、ZEBReady 相当での施設整備費用を新規に計上、本体工事の一部を減少したことなどにより、約8億6,000万円の増となっております。体育館建設費用として、空調設備の導入費用の見直しなどにより、約1億2,000万円の増となっております。給食共同調理場の建築費として、直近の給食調理場の整備事例を参考として単価を見直した結果、約2億3,000万円の増となっております。外構工事費として対象範囲の見直しや、草刈りや樹木伐採等により約2億7,000万円の増となっております。最後に関連費用として、ICT機器を除く普通備品に関して、当初計画では必要となる全体の40%を新規に購入することとしていましたが、備品等の規格の変更等を踏まえ、70%を新規に購入するように想定をしたことから、約1億円の増となっております。それぞれの項目について新規に計上したもののや、平米単価、対象範囲を大きく見直したものについて説明いたしましたが、この金額は物価上昇分も加味した金額であり、その他の項目に関しての物価上昇分を見込んだ事業費の増が生じております。これらの増となった費用の合計が約21億3,000万円。これに対してプール整備を取り止めたこと等により、減となった費用が約1億8,000万円。差引き19億5,000万円の増となっております。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

## ○2番 (田中二三輝君)

令和10年4月開校を目指して作業を進めていかなきゃいけないということは十分理解しているんですけども。総事業費がね、たったこの数か月間でここまで大きく変わるっていうのも理解できないし。今いろいろ理由を説明されていましたが、本当に減額の努力をされているのか、もしくは、真に教育に必要な設備だけをね、導入して、小学校として用意してもいいと思うんだけど。そういった努力っていう跡が全然伝わってこないんだけど、その辺はどういうふうに考えていらっしゃるんですか。

(教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める)

## ○教育課長 (森永健一君)

お答えいたします。鞍手町の財政状況等は、会議していただいた職員のほうにも、非常に厳しい状況であることは皆認識しており、事業費の削減についても意識して会議のほうをしております。町長部局と支援業務者と教育委員会のほうで会議しているCM会議、町長部局と開発関係、建築関係、防災関係、放課後児童クラブ等の担当係長と教育委員会で検討している検討会議、設備の分科会。その中で校舎の各必要な部屋の調査であったり、放課後児童クラブであったり、共同調理場であったり、その辺の面積とか設備に関して十分協議をしております。また、ZEBやプール、非常用電源の連携橋、そういったものも何度も協議の中で繰り返し検討を行い、その結果、また町の執行部、また財政部局とも協議をしております、その中で決定した内容を教育委員会の中で協議いたしまして決定し、今回の基本計画の事業費のほう改定ということで、努力の意識っていうのはもちろんしてきておりますし、その中で決定したことを、すいません今回は上げさせていただいております。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

かなりね、総事業費、当初出た基本計画では、町の負担が36%、新しいのは33%なんで、町の負担率は下がっています。下がっているように感じるんだけど全体が上がっているから町の持ち出しも上がっているという、何となくこう見た目上数字のマジックみたいな感じにも取れるんでね。そういった努力は十分分かるし、分かるんだけど、今後の物価上昇っていうのも当然想定、大きく上がっていくんじゃないかなっていう懸念もありますので、そういったところをもう一度ね、しっかり見て、減額するべきものは減額していくんだと。教育施設として真に必要なもの、それ以外のものっていうふうな色分けをしてでも減額の方で努力するという意識はありますか。

(教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める)

○教育課長(森永健一君)

これからまた新しい会議体、今度は学校の先生等も入っていただいた会議体で、実際必要なもの不要なものっていうのは十分精査をしていき、その中で、もう絶対に必要なものっていうものをやっぱり精査してあげていきたいと思っておりますので、今後また、その分で精査していきたいと考えております。以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める)

○10番(有働徳仁君)

今の流れで1点聞きたいんですけど、小学校の先生たちの人員不足ってのはよく聞くんですが、一貫校になった場合っていうのは、小学校の先生たちっていうのは逆にあふ

れるんじゃないかなと思うんですけど、その辺ちょっと教えてください。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長(外園哲也君)

今予定している学級数でいきますと、大体38名の教員でいいようになりますから、かなりの教員が余りますけど、ご存じのように福岡県下の教員が足りておりませんし、現実、町でも定数欠という状況になっておりますので、北九州教育事務所管内で連携してやっていくように考えております。以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める)

○10番(有働徳仁君)

教育長、もう一度お伺いしたいんですけど。現在は、小学校の先生たちは足りてないという話を聞くんですけど、一貫校になった場合には、鞍手町としては先生たちはあふれるんじゃないかなと思うんですけど、どうなんですか。そこら辺を分かりやすくちょっと説明してほしいのと、北九州とかおっしゃっていますが、全国その統廃合とか多分今後進んでいくと思うんですが、その辺も。

○議長(的野信之君)

有働議員に申し上げます。ただいまの発言は議題外にわたっていますので一応注意をしておきます。

では、ほかに質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第13号は、議長を除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第13号は、議長を除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

これより委員長、副委員長の互選のため、しばらく休憩します。

—— 休憩 14時34分 ——

~~~~ (予算特別委員会 第1回) ~~~~

—— 再開 14時57分 ——



○議長（的野信之君）

会議を再開します。特別委員会正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局局長（広瀬真一君）

報告いたします。

委員長 許斐英幸議員。

副委員長 新谷留晴議員。

以上でございます。

○議長（的野信之君）

以上のように決定しました。

次に進みます。日程第13 議案第14号、令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第14号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第14号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第15号、令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。質疑ありませんか。

（4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める）

○4番（宇田川亮君）

今回、後期高齢者医療の保険料が上がっているというふうに思いますけれども、この中身についてお答えください。

（税務保険課長 石田 克君、挙手して発言を求める）

○税務保険課長（石田 克君）

お答えいたします。後期高齢者医療保険料につきましては、広域連合のほうで賦課を決定しております。保険料の算定につきましても、広域連合が行っておるんですけれども、後期高齢者医療保険料の税率等の見直しが行われておりますのでご報告させていただきます。後期高齢者保険料につきましては、2年に1度見直しが行われております。令和6年度が見直しの期間と、見直しとなっております。まず均等割につきましては、令和5年度が5万6,435円でありました。令和6年度が6万4円となっております。所得割につきましても、令和5年度が10.54%、令和6年度が11.83%、1.

29%の増となっております。均等割につきましては3,569円増となっております。それとあと1点が、賦課限度額につきましても変更はあっております。令和5年度までが66万円が限度額でありましたものが、令和6年度から80万円というふうになっております。以上です。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっております。議案第15号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第15号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第15 議案第16号 令和6年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を議題とします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第16号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第16号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第16 議案第17号 令和6年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第17号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第17号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第17 議案第18号 令和6年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第18号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第18号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第18 議案第19号 令和6年度地方独立行政法人くらすて病院貸付金等特別会計予算を議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第19号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第19号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第19 議案第20号 令和6年度鞍手町水道事業会計予算を議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第20号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第20号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第20 議案第21号 令和6年度鞍手町下水道事業会計予算を議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第21号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第21号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第21 議案第22号 公民館大規模改修事業鞍手町中央公民館内部改修工事請負、請負契約の締結を議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第22号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第22号は総務文教委員会に付託することに決定しました。この際、休会について、お諮りします。明日14日から17日までの4日間は、

委員会審査のため休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、明日14日から17日までの4日間は、委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

— 閉会 15時12分 —

~~~~~○~~~~~